

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（市町村課）	21
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	21
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	21
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課）	22
○支笏湖におけるひめすの採捕禁止時間……………（漁業管理課）	22
○資源保護水面等及び保護水産動物の指定の全部改正……………（漁業管理課）	22
○特定調達契約に係る落札者等の公示（２件）……………（技術管理課）	22
○道路の供用の開始……………（道路課）	23
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	23
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	24

告 示	
北海道告示第311号	
次のとおり随意契約の相手方を決定した。	
平成22年４月13日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量	
平成22年度住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワーク監視・保守に関する業務一式	
2 随意契約の相手方を決定した日	
平成22年３月31日	
3 随意契約の相手方の氏名及び住所	
(1) 氏 名 財団法人地方自治情報センター	
(2) 住 所 東京都千代田区一番町25番地	
4 随意契約に係る契約金額	
181, 129, 930円	

- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総合政策部地域行政局市町村課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成22年４月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年４月13日

		北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
喜 茂 別 西 部	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良）	北海道後志総合振興局
西 老 古 美	中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理）	同
豊 沢	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（区画整理）	北海道胆振総合振興局
鵒 川	農地集積加速化基盤整備（区画整理、客土、暗きょ排水）	同
西 富 中	基幹水利施設ストックマネジメント	北海道オホーツク総合振興局
女満別東部高台	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ排水、土層改良、農地保全）	同
小 清 水 北 同	（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良）	同
大 正 南 同		北海道十勝総合振興局
幕 別	畜産担い手育成総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ排水、農地保全）	同
笹 川	農地保全整備〔排除工事〕	同

北海道告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年４月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年４月13日

		北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
花 月 第 2	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理）	北海道空知総合振興局

吉 沢 かんがい排水〔国営附帯〕		北海道空知総合振興局	
女満別本郷 地域水田農業再編緊急整備〔緊急整備型〕（暗きょ排水、区画整理、客土、農業用排水施設、農業用道路）		北海道オホーツク総合振興局	

北海道告示第314号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第 1 項の規定により、鶴居村の行う土地改良（中久著呂地区災害復旧〔農業用施設〕）事業の工事を平成22年 2 月23日に完了した旨の届出があった。		
平成22年 4 月13日		
北海道知事 高 橋 はるみ		

北海道告示第315号		
北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）第48条の規定に基づき、支笏湖におけるひめますの採捕を禁止する時間を次のとおり定める。		
なお、昭和47年北海道告示第1809号（支笏湖におけるひめますの採捕禁止時間）は、廃止する。		
平成22年 4 月13日		
北海道知事 高 橋 はるみ		

期	間	採捕を禁止する時間
6 月 1 日から 6 月30日まで		午後 7 時30分から午前 3 時まで
7 月 1 日から 7 月31日まで		午後 7 時30分から午前 3 時30分まで
8 月 1 日から 8 月31日まで		午後 7 時から午前 4 時まで

北海道告示第316号		
昭和45年北海道告示第240号（資源保護水面等及び保護水産動物の指定）の全部を次のように改正する。		
平成22年 4 月13日		
北海道知事 高 橋 はるみ		

北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）第47条第 3 項の規定に基づき、資源保護水面等及び保護水産動物を次のとおり指定する。			
河川名	資 源 保 護 水 面 等	保護水産動物	摘 要
	禁 止 区 域	禁止期間	
尻別川支流 目名川	尻別川と尻別川支流目名川の合流点から上流の目名川本支流の区域	6 月 1 日から 12月31日まで	やまべ 4 月 1 日から 5 月31日まで
別 当 賀 川	別当賀川本支流の区域	7 月 1 日から 12月31日まで	同 5 月 1 日から 6 月30日まで

風蓮川支流 姉別川	風蓮川と風蓮川支流姉別川の合流点から上流の姉別川本支流の区域	同	同	同
標津川支流 武佐川	標津川と標津川支流武佐川の合流点から上流の武佐川本支流の区域	同	同	同
斜里川支流 エトンビ川	斜里川と斜里川支流エトンビ川の合流点から上流のエトンビ川本支流の区域	同	同	同
渚滑川支流 ウツツ川	渚滑川と渚滑川支流ウツツ川の合流点から上流のウツツ川本支流の区域	同	同	同
興部川及び 興部川支流 ペンケ川	興部川と興部川支流ウツツ川の合流点から興部川支流ペンケ川の合流点に至る間の興部川の区域及び興部川と興部川支流ペンケ川の合流点から上流のペンケ川本支流の区域	同	同	同
北見幌別川 支流パンケ ナイ川	北見幌別川と北見幌別川支流パンケナイ川の合流点から上流のパンケナイ川本支流の区域	同	同	同
フーレップ 川	次に掲げる基点イと基点ロとを結ぶ線から上流のフーレップ川本支流の区域 基点イ 枝幸郡枝幸町字風烈布 1 番地 1 地先フーレップ川右岸に知事が建設した標柱の位置 基点ロ 枝幸郡枝幸町字風烈布 1208番地 1 地先フーレップ川左岸に知事が建設した標柱の位置	同	同	同
天塩川支流 パンケナイ 川及び美深 パンケ川	天塩川と天塩川支流パンケナイ川の合流点から上流のパンケナイ川本支流の区域及び天塩川と天塩川支流美深パンケ川の合流点から上流の美深パンケ川本支流の区域	6 月 1 日から 12月31日まで	同	4 月 1 日から 5 月31日まで
大 平 川	大平川本支流の区域	同	同	同
春荊古丹川	春荊古丹川本支流の区域	7 月 1 日から 12月31日まで	同	5 月 1 日から 6 月30日まで

注 上記摘要欄に掲げる期間は、北海道内水面漁業調整規則第45条第 1 項に規定するやまべの採捕禁止期間である。				
---	--	--	--	--

北海道告示第317号				
------------	--	--	--	--

次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成22年 4 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成22年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システム運用業務ほか 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成22年 4 月 1 日 3 随意契約相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社H B A (2) 住 所 札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1 番地 8 4 随意契約に係る契約金額 79,002,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道建設部建設管理局技術管理課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目		5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道建設部建設管理局技術管理課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目																						
北海道告示第318号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成22年 4 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成22年度工事施工情報共有ほか運用業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成22年 4 月 1 日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 財団法人北海道建設技術センター (2) 住 所 札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 1 番地 2 アーバンネット札幌ビル 4 階 4 随意契約に係る契約金額 61,110,000円		北海道告示第319号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成22年 4 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 上厚真苫小牧線 苫小牧市字沼ノ端 2 番20地先から同市字勇払149番10地先まで 平成22. 4.13 北海道告示第320号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成22年 4 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 道路の種類</td><td>道道</td></tr><tr><td>2 路 線 名</td><td>中原金沢線</td></tr><tr><td>3 道路の区域</td><td></td></tr><tr><td>区 間</td><td>変更前後の別</td><td>敷地の幅員</td><td>延 長</td><td>国道等との重複区間</td></tr><tr><td>石狩郡当別町字金沢1631番13地先から同郡当別町字金沢642番14地先（一般国道275号交点）まで</td><td>前</td><td>18.50mから 18.50mまで</td><td>121.50m</td><td>一般国道275号重複 L=14.00m</td></tr><tr><td>石狩郡当別町字金沢1631番13地先から同郡当別町字金沢642番 5 地先（一般国道275号交点）まで</td><td>後</td><td>18.50mから 45.00mまで</td><td>90.00m</td><td>一般国道275号重複 L=23.50m</td></tr></table> 総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示		1 道路の種類	道道	2 路 線 名	中原金沢線	3 道路の区域		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	石狩郡当別町字金沢1631番13地先から同郡当別町字金沢642番14地先（一般国道275号交点）まで	前	18.50mから 18.50mまで	121.50m	一般国道275号重複 L=14.00m	石狩郡当別町字金沢1631番13地先から同郡当別町字金沢642番 5 地先（一般国道275号交点）まで	後	18.50mから 45.00mまで	90.00m	一般国道275号重複 L=23.50m
1 道路の種類	道道																							
2 路 線 名	中原金沢線																							
3 道路の区域																								
区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間																				
石狩郡当別町字金沢1631番13地先から同郡当別町字金沢642番14地先（一般国道275号交点）まで	前	18.50mから 18.50mまで	121.50m	一般国道275号重複 L=14.00m																				
石狩郡当別町字金沢1631番13地先から同郡当別町字金沢642番 5 地先（一般国道275号交点）まで	後	18.50mから 45.00mまで	90.00m	一般国道275号重複 L=23.50m																				

北海道十勝総合振興局告示第 3 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年 4 月13日

北海道十勝総合振興局長 竹 林 孝

- 1 落札者に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車の賃貸借（1 台） 一式（1 月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成22年 3 月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース帯広
(2) 住 所 帯広市東 3 条南10丁目 7 番地
- 4 落札金額
42,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年 3 月 2 日付け北海道十勝支庁告示第40号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目

正 誤

○平成22年 3 月31日（号外第 6 号）

北海道規則第43号（北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

12 右 15

誤

登別市	460
-----	-----

正

登別市	469
-----	-----

13 右 11

誤

登別市	436
-----	-----

正

登別市	445
-----	-----

○平成22年 3 月31日（号外第13号）

北海道規則第47号（北海道税条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

3 右 27

誤 「北海道 支庁長 

正 「北海道 支庁長」

3 右 27及び28

誤 「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 

正 「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」

7 左 18

誤 「北海道 支庁長 

正 「北海道 支庁長」

7 右 18及び19

誤 「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 

正 「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」

○平成22年 4 月 2 日（第2166号）

北海道告示第278号（救急病院及び救急診療所の認定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

2 左 20

誤 平成25. 3.31

正 平成25. 3.30